

公益財団法人 公益法人協会 第15回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成23年12月13日(火) 16時～17時40分
- 2 開催された場所 銀行倶楽部 小ホール
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(本人出席) 太田達男、金沢俊弘、浦上節子、岸本幸子、鈴木勝治、田中 皓、
土肥寿員、長瀧重信、早瀬 昇、福原義春、松岡紀雄、宮川守久
(途中出席) 山本 正(報告事項⑪説明時の17時22分に着席)
(欠 席) 片山正夫、堀田 力
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子、平川純子
(オブザーバ) 佐藤孝安、中野佳代子(以上、評議員)、川村皓章(顧問)
- 5 議 案
決議事項 第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
報告事項 ① 平成24年度税制改正要望の経緯
② 「東日本大震災」被害者緊急支援のための救援基金の募金及び配分結果
③ 「シンポジウム2011」及びワークショップの開催
④ 野田内閣における「新しい公共」推進会議の発足
⑤ 東京都「新しい公共」支援事業
⑥ 小規模公益法人認定申請支援事業
⑦ 今井保太郎氏記念誌『まちかどのフィランソロピスト』
⑧ 「一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望」(案)
⑨ 内閣府等行政庁の動向
⑩ 平成23年度上期 財務の状況
⑪ 第14回理事会以降の職務執行の状況
⑫ 監事会の報告
⑬ その他
- 6 議事の経過及びその結果
(1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員2名及び顧問1名のオブザーバとしての同席が了承された。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議案の審議に先立ち、理事長より林雄二郎氏(顧問、元理事)が11月29日に、山本

盛明氏(相談室専門委員)が12月4日にそれぞれ逝去されたことにつき報告があり、哀悼の意が表された。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

(決議事項)

第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

議長から、評議員会を下記要領にて招集することを、定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時：平成24年3月12日(月) 14時開始

場所：日本工業倶楽部

目的である事項等：平成24年度事業計画書及び収支予算書等

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

① 平成24年度税制改正要望の経緯

太田理事長より、先週まで実施した税制改正要望活動及び平成24年度税制改正大綱について説明があった。

説明によると、要望活動としては、今年度は寄附金の税額控除に係るPST要件の撤廃、年末調整による寄附金控除を重点にその他ブランド信託税制やみなし譲渡所得非課税要件の緩和なども含め各方面に要望した。7月からは関係議員、財務省等に働きかけを行い、9月には民主党内閣部門会議へ、次いで民主党税制調査会へ税制改正要望を提出した。PST要件の撤廃については、特定非営利活動法人と比べて法制度のつくりが全く異なること、公益法人の寄附金は不特定多数から少額ずつというよりは、概して特定少数から比較的多額であることなどから公益法人にPSTを加重することは著しく不適切であることを一貫して主張した。残念ながら、結果として、10日に閣議決定として発表された同「大綱」においては、今年度取り上げられることはなかったが、認定特定非営利活動法人以外の法人への寄附に係る税額控除については「実績や、要件を満たすことができない法人等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行う」とされ、また、寄附金控除を年末調整で行うことについては「引き続き実務的・技術的観点から実施可能であるかどうかの検討を行う」とされ、いずれも次年度の検討課題として持ち越されたが、次年度以降の足がかりを残した点は評価できる。当方の反省点としては、PST要件撤廃につき世論の盛り上げが不足していたこと、また、特定非営利活動法人とのコラボレーションをより図るべきだった、と感じている。結果としては不満足なものになってしまったが、要望活動を幅広く精力的に行ったことにより、政党・政府関係者の方々にそれなりの理解をしていただき、また、適切な情報も入ってくるようになり、来年度以降にこれらを生かしていきたい。以上であった。

② 「東日本大震災」 被害者緊急支援のための救援基金の募金及び配分結果

金沢専務理事より、同救援基金の第4回配分及び最終会計報告等が行われた。報告によると、10月下旬に行った第4回配分先は11団体、553万6650円。第1回からの合計では、50団体に対して2417万4650円となった。この支援金は、個人140名、105団体及び公法協の寄附金を充当した。以上であった。

③ 「シンポジウム2011」及びワークショップについて

金沢専務理事より、11月30日に開催したシンポジウム「自然災害と市民社会組織の役割—東日本大震災の経験から—」及び翌日の12月1日に開催したワークショップにつき、報告があった。報告によると、シンポジウムは行政、学識者、企業、非営利組織の関係者約130名が出席して開催された。基調講演はダイアナ・アヴィヴ米国 Independent Sector 理事長及び木川眞ヤマトHD(株)代表取締役社長がそれぞれ行う二部構成、その後は支援団体等による現地状況報告及びパネルディスカッションが行われた。反省点は進行上の時間管理が不十分であったこと。また、翌日にはアヴィヴ氏を迎えてワークショップを開催したが、いずれも詳細は、月刊誌『公益法人』12月号に掲載したのでお読みいただきたい。以上であった。

④ 野田内閣における「新しい公共」推進会議の発足

鈴木専務理事より、野田内閣において発足した「新しい公共」に係る取組方針、同推進会議の体制や進め方が報告された。報告によると、従来の同推進会議メンバーの非営利団体関係者は特定非営利活動法人関係者が多かったことから、かねてより公益法人関係者を推薦すべく各方面に働きかけたが、候補者案によると太田理事長がメンバーに予定されているようであるとのことであった。

⑤ 東京都「新しい公共」支援事業

金沢専務理事より、東京都が募集した「新しい公共」支援のための基盤整備事業に応募したが、残念ながら不採用となった旨、報告があった。

⑥ 小規模公益法人認定申請支援事業

金沢専務理事より、同事業の実施計状況について報告があった。報告によると、地方の小規模法人の早期移行認定申請を支援するため、福島、福岡の2県50法人に案内を行ったが、希望するとの返答があったのは今のところ2件とごく少数である。未だに行政が移行の面倒をみてくれると盲信している法人がある一方、無料で支援することがかえって法人に警戒された可能性もある。今後は、より行政庁・主務官庁の協力を得つつ対象県を拡大し様子を見たい。以上であった。

⑦ 今井保太郎氏記念誌『まちかどのフィランソロピスト』

太田理事長より、当協会の元理事で多くの公益信託を設定した今井保太郎氏の没後

10 年を記念して小冊子『まちかどのフィランソロピスト』を制作・発行したことにつき、同記念誌をもとに説明があった。説明によると、第 1 回「まちかどのフィランソロピスト賞」受賞者であった今井氏は気骨あふれる明治人で、土地の売却益を「不労所得」とし、92 年の生涯で国内第一号(1977 年)をはじめ 13 の公益信託を設定、うち 12 の基金は現在も助成を行っている。今井氏の人と業績を後世に伝え、併せて寄附文化醸成の一助として、没後 10 年を機会に刊行した。以上であった。

⑧ 「一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望」(案)

鈴木専務理事より、金融庁に対する標題の要望案につき、説明があった。説明によると、社団法人・財団法人が貸与する奨学金は、貸金業法の規定により公益認定を受けた法人については貸金業の範囲から除外されているが、一方で一般法人の奨学金は除外対象ではなく貸金業に該当してしまう。それに対して、奨学金は本来貸金業になじまないことを基本にして改正要望案を作成した。当局も昨今の状況により多くの奨学金が必要である現状を考慮、当方と問題意識を共有しているので、改善には希望が持てるのではないかと述べた。以上であった。

⑨ 内閣府等行政庁の動向

太田理事長より、内閣府の統計資料をもとに、移行申請の状況等につき説明があった。説明によると、移行期間がスタートしてちょうど3年が経過したこの11月末現在の移行申請数は約7200件、うち約2900件が処分(移行の答申)を受けている。申請ベースでは全体の3割、処分ベースでは12%というところであり、期間終了まで2年という段階で7割の申請がまだ、という状況が懸念される。また、全般的に行政庁の新制度の理念に則した意識改革が進んでいる中、会計財務分野において、法律の解釈からは読み取れないような、独自の指導を行っている事例がいくつも報告されている。これらの不適切な指導について改善するよう要望を行っていききたい。以上であった。

⑩ 平成 23 年度上期 財務の状況

金沢専務理事より 23 年度 9 月までの収支及び財務の状況について、正味財産増減計算書等をもとに報告があった。報告によると、23 年度上期は前期に比べ収入が 1900 万円程度減少した。要因としては入会の減少、退会の増加による入会金及び会費収入の落ち込み(合わせてマイナス 450 万円)の他、出版事業 470 万円、セミナー事業 1160 万円のそれぞれ減収が挙げられる。しかし、11 月末に新刊として後出『公益法人・一般法人の運営実務』を発行、また、同書をテキストとしたセミナーを 12 月に 5 回開催するなど事業面で相当のテコ入れを図っていることから、下期にはかなりの挽回を見込むことができる。以上であった。

⑪ 第 14 回理事会以降の職務執行の状況

理事長より、9 月 15 日に開催された第 14 回理事会以降の職務執行の状況について報

告があった。報告の概要は次のとおりである。

- <公益目的事業1(普及・啓発)> 出版では新刊として、移行後の法人運営の手引書『公益法人・一般法人の運営』を11月末に発行、大きな反響を呼んでいる。ウェブでは移行申請や運営のためのフォーラム「Q&A」のアクセスが増加しているほか、非営利法人データベースシステム「NOPODAS」に新たに寄附機能を搭載したりリニューアル版を11月下旬にオープンした。シンポジウム等の開催、今井保太郎記念誌の発行等は先に報告したとおりである。また、海外連携では本日から4日間、調査部員が招待を受け、マニラで開催する国際会議「市民社会セクターにおける説明責任の強化」に出席、情報交換及び発表を行う予定である。
- <公益目的事業2(支援・能力開発)> 内閣府委託による「早期申請」相談会は12月までに12回の開催予定。9月からは大阪、福岡、広島など地方でも東京と並行して開催している。また、講師派遣はこれまで42件の依頼に対して実施、セミナーは前出のとおり「運営実務」を年内に4回開催するほか、会計の「実務編」を年内に、1月からは「決算編」を開催する。また、移行認定・認可申請のための「集中塾」はすでに広島、札幌で開催した。
- <公益目的事業3(調査研究・提言)> 非営利法人法研究会を9月以降も毎月開催したほか、11月には寄附金税額控除PST要件に関するメールアンケートを6000法人を対象として行った。提言・要望活動は前出1で報告したとおりである。
- <法人管理> 入会がかなり鈍化、逆に退会が増えている。退会理由には移行が完了したとか、目途がついたとするものが多く、中でも一般法人への移行が多い。11月時点の入・退会数はほぼ拮抗していることから、本年度通期での会員減少は避けられないであろう。他では、事業計画に沿って社内システムを構築中であり、新年度から稼働する予定である。以上。

⑫ 監事会の報告

平川監事より、11月21日に開催した監事会において監事全員が出席、本年度上期の業務及び予算の執行につき執行部側から説明があり、質疑応答を行ったが、特に問題なく終了した旨報告があった。

以上の各報告事項に対して、出席した理事及び監事より次の意見、質疑があった。

(宮川理事) ポスト移行後、求心力の低下による経営の問題はいろいろあろうが、それは別にして、税制改正要望のうち年末調整に関してひと言。サラリーマンは天引きされた給与が毎月振り込まれるだけで、タックスペイヤーとしての意識が薄く、確定申告すると引かれた金額の多さに驚く例が多い。特に寄附金の税額控除では還付が大きいはずだが、自らの経験として実際に確定申告をある程度書かないとタックスペイヤーとして認識ができない。要望の際には、この辺りのニュアンスも考慮すべきではないか。

(太田理事長) 民主党内でも意見が2つに分かれており、年末調整を廃止し、すべて

確定申告にするのがタックスペイヤーとして認識が生まれるのでよい、という意見も相当ある。理屈としては同感であるが、現にこの制度が存在し大多数の給与所得者が年末調整制度で申告し、確定申告はごく少数という現実論から、生命保険料などは年末調整が認められ、寄附金がそうでないのはおかしいとの論法から要望したことである。

(平川監事) 情報公開サイトの電子公告としての利用は、会員でないと使えないのか。

(太田理事長) 非会員でも同じ料金で利用できる。ぜひ法人へお勧めいただきたい。

(高宮監事) 今回の公益法人制度改革についてはアンブレラ団体として、公益法人界を先導する大きな意義のある役割をこれまでに果たして来られた。しかし制度改革自体は道半ばとはいえ、同件についての先導役としての役割は峠を越えつつある。同件を梃として近年事業収益増が続いた当法人の今期の事業状況をみると、今前期についてはひとつには会員数増がフラットになってきているということ。また、下期に挽回可能とはいえセミナー、出版の事業が減収しているということからみても、近年の当法人の事業を支えた収入源の先行きは厳しい。今後は相当本腰を入れての事業検討が必要であり、中期的に経営を見据えて事業執行していただきたい。

(太田理事長) 重要な指摘であり、同じ認識を持っている。十分に留意したい。

(早瀬理事) 貸金業法の改正に関連して。以前、同法の改正によって、多くの市民からの寄附を財源とする市民ファンドが実施するNPOへの融資が同じような規制を受けるということで問題となった。今回の一般法人が行う奨学金貸付と事情がかなり似ている部分があり、一定の連携ができればよいと思う。

(太田理事長) 正にその辺りを考慮して、要望の後ろの方にその旨を記している。

(岸本理事) 2つほど。PSTについては、NPOの間で地域ファンドをつくる動きがあるが、そのほとんどが法人格としては公益財団法人の形を目指しており、仙台、京都、沖縄で誕生している。「新しい公共」において草の根のお金を集めるということの最も典型的なものが、ガバナンスが最もしっかりした公益財団の形をとろうとしていること、これはPSTを外すための要望の事例として使えるのではないか。もう一つはアヴィヴさんを招いたワークショップの際、米国オバマ政権下では、財政赤字削減対策の関係で非営利税制が危機に瀕している、つまり高額所得者による寄附に対する税制優遇の度合を低くすることと、非営利法人に対する事業課税を公益性に応じて実施する、ということについて検討が進行中であるという報告を興味深く聞いた。米国、英国はじめ世界各国で財政赤字と政情不安という問題が起きており、これにともない非営利セクターの位置づけについても様々な試みが進行している。動向を注意深く見守る必要があり、日本の方向性が問われるところであると考える。

(太田理事長) 英米では税制だけでなく、チャリティセクターというか市民社会組織に対する政府のいろいろな資金が相当細っており、事業活動にかなり制約が生じているのが現状。今後われわれがどう対処していくか、先例になると感じている。

(松岡理事) NPO法の改正などもあって、NPO法人が非常に注目され、私もいろいろな形で関わりをもっているが、公益法人とは共通する部分、異なる部分がそれぞれある。手を携えて、第3セクターの地位を高めていくということも重要だ。また、米国ではユナイテッドウェイという大きな非営利団体でかつて大きなスキャンダルが発生して国民の信頼を裏切ったが、一方ではインディペンデント・セクターが設立以来30年余にわたって非常に大きな社会的信頼を勝ち取っている。公益法人協会は、日本のインディペンデント・セクターであると思っている。
(太田理事長) より信頼を得られるよう、努力したい。

⑬ その他

金沢専務理事より、次回理事会は平成24年3月8日(木)15時から、日本工業倶楽部で開催する予定である旨、案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成23年12月27日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 高宮 洋一

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

